

**事業者向け**

**令和元年東日本台風関係支援制度**

**申請締切迫る!!**

■問合せ＝産業立市推進課 ☎(20)3040

令和元年東日本台風（台風第19号）により被災した市内事業者の皆さまの災害からの早期復旧と事業再建を支援するため、設備や建物の修繕・更新などの費用の一部や、制度融資などを利用した際に支払う利子相当分を補助しています。

**申請期限**  
**11月12日**  
**まで**

**申請期限が近づいていますので、該当の事業者は早めの申請をお願いします。**

**被災設備等再建支援補助金**

- ▶対象＝被災した事業用設備の再建に要する経費
- ▶補助金額＝対象経費の30%（上限100万円）

**被災建物等復旧支援事業費補助金**

- ▶対象＝被災した事業所の復旧に要する経費で、その費用が10万円を超えるもの
- ▶補助金額＝被災の程度による（上限100万円）

**復旧事業資金借入金返済利子補助金**

- ▶対象＝制度融資などを借り入れた際の返済利子
- ▶補助金額＝第1回から第24回目までの返済利子相当額（上限80万円）

各補助金の詳細は市のホームページをご覧ください。  
補助金に関わる申請書は産業立市推進課で配布している他、市ホームページからもダウンロードできます。ご不明な点は同課までご連絡ください。



**がんばる市内の中小企業・熱意ある創業者を応援します**

**市内の中小企業振興のための補助制度**

**販路拡大チャレンジ補助金**

- ▶対象＝自社製品の新たな販路や取引先の開拓のため、展示会などに出展する製造業者
- ▶補助金額＝対象経費（展示会などの出展料、展示小間装飾費、輸送費など）の2分の1（上限額：国内25万円、海外40万円）※1年度につき1回限り

**産業財産権取得の支援**

- ▶対象＝産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を取得しようとする中小企業者など
- ▶補助金額＝対象経費（出願料、弁理士手数料、その他必要と認められる経費）の100分の40以内 ※同一補助事業者に対し、1年度につき40万円を限度

**中小企業倒産防止共済制度の共済掛金の補助**

- ▶対象＝中小企業倒産防止共済法に基づき中小企業基盤整備機構と新規に共済契約した中小企業者
- ▶補助金額＝月額8万円を限度として積み立てた掛金の100分の20（6カ月以上12カ月分まで）

**中小企業退職金共済制度の共済掛金の補助**

- ▶対象＝中小企業退職金共済法に基づく「中小企業退職金共済制度」に加入した中小企業者

催し物などが中止や延期となる可能性があります。  
いただくか、担当部署にお問い合わせください。



## これから事業を始める方への創業支援制度

### 創業者へのフォローアップ

特定創業支援事業\*による創業支援を受けた後、1年以内に市内で創業した方に対し、経営相談費用、広告宣伝費用などを助成します。

#### ▶ 補助金額＝

- ・ 経営相談費用（経営相談、税務相談、法律相談など）  
補助率2分の1、上限2万5千円、一事業者につき5回まで
- ・ 広告宣伝費用（パンフレットの作成および配布、広告の掲載、ホームページの作成など）  
補助率3分の2、上限20万円、一事業者につき1回限り

※特定創業支援事業は、8月下旬から10月中旬に開催する佐野商工会議所主催の「創業塾」が対象となります。「創業塾」の詳細は17ページでご確認ください

### チャレンジショップの活用

物品販売業、飲食店業などを営もうとする方が本格的に市内で開業する前に、まちなか活性化ビル「佐野未来館」3階のフロアをチャレンジショップとして利用できます。※見学可

▶ 対象＝事業を営んでいない個人の方でこれから市内で新たに事業を開始しようとする方、事業を営んでいる個人または会社でこれから市内で他の事業を開始しようとする方

▶ 利用内容＝施設利用料、光熱費無料

厨房設備、カウンター、机椅子、飾り棚などの備品あり。

▶ 利用時間＝午前9時～午後5時



▲ 飲食店専門フロアの様子

### まちなかの空き店舗活用

中心市街地および田沼・葛生地区の地域市街地において、空き店舗を利用して新規開店される方を応援する補助制度があります。

▶ 対象＝空き店舗を営業用として活用し、にぎわいを創出する事業者（小売業、飲食店業など）

▶ 補助金額＝●家賃（敷金、礼金、その他これらに類するものを除く）  
月額2分の1以内の額（24カ月で72万円を限度）

●店舗改装費（厨房設備、冷暖房設備などは除く）

改装費の対象経費相当額（当初分50万円を限度）



▲ 制度を利用した店舗の様子

### トレーニングルーム・ ラウンドフィットネス 新規登録者募集

初回の利用時に必ず初回講習を受講していただく必要があります。詳しくは各問合せ先へご確認ください。

● 佐野市運動公園トレーニングルーム

① 体育館トレーニングルーム

▶ 利用時間＝午前9時～午後9時（最終受付は午後8時30分）

▶ 利用料＝1回300円

▶ 対象＝高校生以上

② 陸上競技場トレーニングルーム

▶ 利用時間＝午前9時～午後9時 ※日曜日のみ午後5時まで

▶ 利用料＝1回220円（年間券4400円）

▶ 対象＝一般

問 運動公園管理事務所  
☎ 0403（月曜休館）

● 佐野武道館ラウンドフィットネス

▶ 利用時間＝午前9時～午後9時（最終受付は午後8時30分）

▶ 利用料＝1回200円

▶ 対象＝高校生以上

問 佐野武道館事務所  
☎ 0020（月曜休館）

